申告フローチャート(流れ図)

・所得税の還付を受けるためにはチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。

・年齢は令和６年1月1日現在でお考えください。
・特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。
　ご不明点はお問い合わせ下さい。
※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
「所得」についての詳細は、税務署、市役所等で配布している申告の手引きをご覧ください。

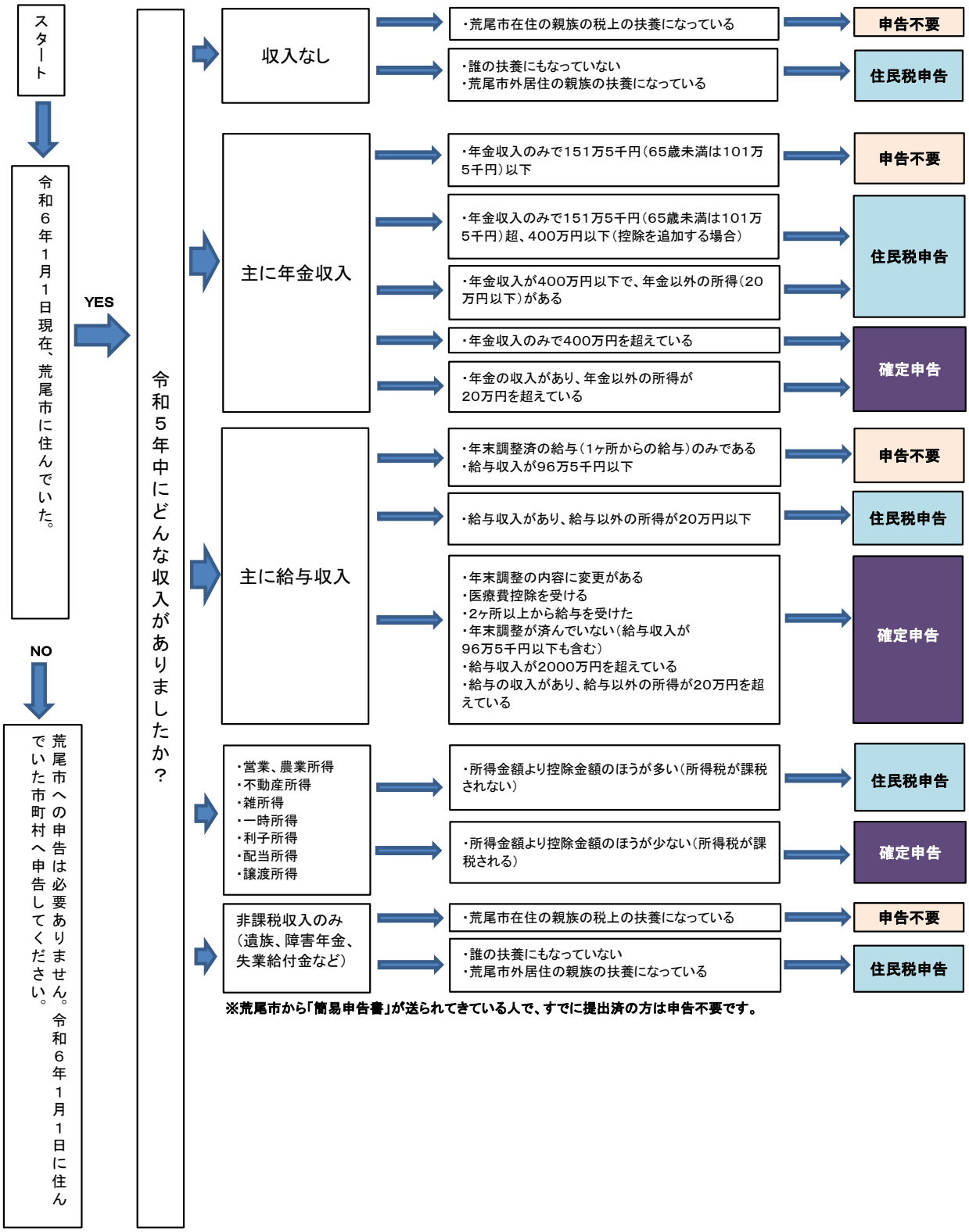

※荒尾市から「簡易申告書」が送られてきている人で、すでに提出済の方は申告不要です。

上場株式等に係る譲渡所得と配当所得について
令和4年度税制改正により、今回（令和5年分）の申告から、上場株式等の申告をされる場合は、所得税と住民税の両方の計算において、所得として算入されることになります。
※特定口座内で所得税と住民税が源泉徴収されている場合、申告しないことも選択可能です。